

## 江戸幕府の禁書政策 (上)

文學士 中村喜代三

### 目次

- 一、緒言
- 二、輸入漢書に對する幕府の政策 A、寛永の禁書 B、貞享の嚴制 C、享保の弛禁 D、輸入漢書の書法
- 三、輸入洋書に對する幕府の態度
- 四、結論

### 一 緒言

近世に於ける鎖國現象は、常に政治上ばかりでなく、思想上に於ても之を認める事が出来る。徳川家康は最初主に其の貿易政策からして、耶蘇教に對しては甚だ寛大な處置を以て臨んで來たが、晩年に及んでからは、政治上の利害、思想上の反感、宣教師の不遜、及び彼等相互間の軋轢等種々な原因から、慶長十七年开始して耶蘇教を嚴禁した。爾後徳川幕府の耶蘇教禁壓は、年と共に峻嚴に赴

いて、一步も假借する事なく、慘酷な刑罰を教徒に課して、迫害を極め、以て其の殄滅を計つたのである。殊に家光は最も禁教の勵行に努め、爲にかの文祿慶長に榮えた切支丹版の如き歐式印刷も廢絶するの止むなきに立ち至つたが、文化史上更にそれよりも重大な現象は、其の取締の極、遂に輸入書籍禁遏に據る、異端思想の傳播防禦に及んだ事である。而も其の飛沫の及ぶ所、西洋文化に抵觸するに至つては、徳川幕府の所謂禁書なる事は、近世文化史上決して輕々に看却せらるべきものではない。

本論の目的とする所は、即ち此の立場からして幕府の禁書政策に就いて、聊か卑見を述べ様とす

るに外ならぬ。

## 二 輸入漢書に對する幕府の政策

幕府の禁書政策は、洋書に對しては比較的問題が、簡單であるが、漢書の方は稍紆餘曲折を経て複雑な内容を持つて居る。従つて本論の大部分も之に費される譯であるが、今其の委曲を悉くさんとするに當つて、三段に筆を進めて行くのを便宜とする。

### A 寛永の禁書

政治上の鎖國が完成したのは、寛永十六年であつたが、幕府が思想上の鎖國を實行したのは、それより九年前即ち寛永七年であつた。慶長末年以來耶蘇教の撲滅に従事した幕府は、慘鼻極る大虐殺をも敢行して、様々な迫害を彼等宗徒の上に加へたけれども、熱烈な信仰の燃え盛る火は、権力や威武のよく消磨し得る所ではなかつたから幕府

はこれに手古摺つて次第に海外との關係を絶つ様に傾いて行き、其の前提として輸入書の制禁による耶蘇教思想の防止を企てたのである。斯くて國內政策は漸く國外政策に向はんとするに至つた。寛永七年の禁書は、正に後年の政治上鎖國の先驅をなすものでもあり、又それを暗示するものでもあり、禁教令が鎖國令に變化する一轉機を示すものでもあつた。

漢書に就て、寛永禁書(一)の精神とする所は「歐羅巴人利瑪竇等之作參拾貳種之書、並邪宗門教化之書」の輸入を禁止するにあつた。「書中ニ邪宗門之尊國俗風儀等之儀書入候分者其儘商賣」が出來たのである。「邪宗門教化之書」とは、耶蘇教布教を目的とした書籍といふ一般の意味であつて、どの書籍と特に指示した譯ではなかつたが、利瑪竇等の作三十二種とあるのは、抑如何なる書籍であつたであつたらうか。

此の禁書目に就ては、諸種の物に見えて居るが或は書目に脱漏があつたり、或は誤寫があつたり或は又貞享以後の禁書目と雜然相混同したり、皆其儘に受入れる事は、甚だ危険な物ばかりである。明治以後の著述に見えて居るものは、大抵其の危険を冒して居るから、議論の餘地は無い。禁書目の正確にして信用するに足るべきものは、好書故事<sup>卷七</sup>と御制禁書<sup>十四</sup>籍譯書と丈である。前者は近藤守重が、長崎書物改舊記に據つて録したものであるが、近藤正齋全集<sup>第三</sup>に收められて居る好書故事には、活字の誤植かとも思はるゝ點が二三ある。後者は長崎圖書館の藏本で、表紙に「天保十二丑年四月丑、御禁書目録御禁書中御免書目録<sup>御制禁書</sup>籍譯書、三在勤戸川播磨守」と題せられ、もと長崎書物改役から長崎奉行へ提出したものらしい。禁書關係の根本資料の、極めて乏しい現在に於ては、誠に貴重なる文献である。此書は標題の示す

通り三部分から成つて居つて、御禁書目録には寛永及貞享後の禁書中解禁とならなかつた三十一種<sup>(三)</sup>と、天保の禁書一種と都合三十二種の書目を掲げ御免書目録には寛永及貞享後の禁書中後に解禁となつた十八種の書目を並べ、<sup>御制禁書</sup>籍譯書には御制禁書解禁に就ての詳しい記載がある。本章に於ては此書を基礎として、傍ら好書故事其他を参照する事にし、猶引用の場合には、最後の部分に據る事が多いから、其の標題のみを記す事にする。扱<sup>御制禁書</sup>御免書籍譯書に寛永七年以來の禁書として擧げてゐるのは、

崎人	十慰	西學凡	辨學遺牘
七克	彌撒祭義	代疑篇	三山論學記
教要解略	唐景教碑	聖記百言	天主實義
天主續篇	二十五言	隱言蠡勺	況義
萬物眞源	滌罪正記	滌平儀記	表度記 <sup>(祝)</sup>
測量法義	測量法義異同	簡平儀記	職方外記
天文略 <sup>(問)</sup>	勾股義	幾何原本	交友論

泰西水法 渾蓋通憲圖說 圓容較義 同文算指前編

通計三十二種である。所が此處に注意しなればならぬのは、最初に他の書名よりも一二字分上げて「天學初函壹部」と記し、次に「種目」と書いて此等の書名が載せてあるから、——此點好書故事も同様であるが——其の記載方頗る曖昧である。一見すれば此三十二種は、天學初函の内容の様であるが、事實は決してさうではない。

天學初函は利瑪竇等の著した耶蘇教書及西洋學術書を、明の李之藻の編纂した叢書名であつて、其の内に含まれて居る物は、理編九種、曰く西學凡、畸人十篇、交友論、二十五言、天主實義、辨學遺牘、七克、靈言蠡勺、職方外記。器編十種、曰く泰西水法、渾蓋通憲圖說、幾何原本、表度說、天問略、簡平儀說、同文算指、前編通編、圓容較義、測量法義測量法義異同、勾股義以上合せて十九種である。四測量法義と測量法義異同を、御制禁免

書籍譯書の如くに離して二種と勘定すれば、天學初函は二十種となる。又唐景教碑は西學凡の附録であるが、獨立して擧げられて居るのから推察すると、陽瑪諾の唐景教碑頌正詮の如き、別本を指したものでらしい。それで今前記の禁書目を整理して見ると、天學初函二十種と、十慰、彌撒祭義、代疑編、三山論學記、教要解略、唐景教碑、聖記百言、天主續編、況義、萬物真源、滌罪正記、滌平儀記の十二種、合計三十二種といふ事になる。即ち寛永七年には、此等三十二種の書籍と、一般に耶蘇教布教を目的とした書籍——勿論何れも刊寫の別なく——の輸入を禁止したのである。

五月雨抄上には禁書目を三十四種として居るが測量法義異同を脱して、其の代りに天學初函をも一種に數へ、別に「計門」といふ書を加へて、實際は一種不足勘定の、三十三種である。誠齋甲辰雜記も三十四種として、之も測量法義異同を脱して、

天學初函を數に入れ、更に「計開」十歴の二つを加へて居る。計開といふ書名は徳川幕府時代書籍考所載元祿十一年大阪町奉行申渡の國禁書目といふのには「計問」とあり、計開といふ書名は明和八年京都書林貳組行司刊行の禁書目録や、長崎要用便覽、朝野雜記にも見え、天保十三年六月觸書(五)の絶板書目、及び大阪鹿田松雲堂所藏御國禁耶蘇書目板額には「計開」とある。計問計開計問計開、皆同一書の何れかを誤つたものであらうが、此等の二書は、五月雨抄等に三十四種の禁書に就て、年代の明示のない所から見ても、或は後の禁書が、寛永當初のそれに併せられたものではないかとも考へられる。

好書故事卷七には、三十二種の書目前掲にを掲げて後、「守重云右長崎ニテ禁書ト云モノナリ、今頃文政が昌平阪聖堂ニ禁書ト云フモノ」といつて、天主實義、辨學遺牘、畸人十篇、交友論、二十五言、

七克、西學凡、唐景教碑頌、教要解略、泰西水法、三山論學記、絶檄同文記、十解略、聖像略説の十四種を擧げ、次に「守重云右天學初函十九種ノ中ナリ、然レドモ是ハ禁制ノ起原ヲ詳ニセズ、故ニ彼ノ長崎ニ傳フトコロヲ取ル」とある。「今昌平阪聖堂ニ禁書」云々の意味は、「聖堂に於て現在の禁書と認めて居るもの」の意か、又は「現在の聖堂に於て古くからの禁書だと傳へて居るもの」の意か何れとも明瞭では無いが、守重は後者の意味で記して居る様に推察される。それで「是ハ禁制ノ起原ヲ詳」にしないから、長崎書物改舊記所傳の禁書目を採るといふのであるが、假に之を寛永禁書目の異説としても、受取り難いのは勿論、文政頃の禁書目としても如何はしいものである。猶守重は、右天學初函十九種の内どいつて居るけれども三山論學記以下の四種はさうではなく、絶檄同文記以下の三種は、渡來して禁書處分に會つたもの

としても、彼の云つて居る通り、禁止の起原を明にし難い。

扱て然らば此等禁書の内容如何を説き、次に其の一斑を示さんが爲に、天學初函に屬するもの、畧解を試み、他は煩を厭ふて類推に任す事にする

西學凡一卷 明西洋人艾儒略撰、歐洲の教育制度を論じたもので、末尾に唐大秦寺碑一篇を添へてある。

崎人十篇二卷 明利瑪竇撰、問答體を以て耶蘇教の教義を説いたもの、附録に西琴曲意がある。

交友論一卷 同撰、題名の示すが如く友道を論じたもの。

二十五言一卷 同撰、全卷に二十五條を設けて、耶蘇教の教義を述べたもので、近世支那に於て、耶蘇教宣傳の最初の著述の様である。

天主實義二卷 同撰、耶蘇教を説いた書籍の一。

辨學遺牘一卷 同撰、佛教を論じ、耶蘇教攻撃説に對しての辯明に及んだもの。

七克七卷 明西洋人龐迪我撰、耶蘇教に罪惡ミする所

の七事を論じ、結局宗義の宣傳を試みたものである

靈言蝨勺二卷 明西洋人畢方濟撰、亞尼瑪學(靈性學)を説き、總て天主に敬事して幸福を求めよと教へたものである。

職方外記五卷 明西洋人艾儒略撰、利瑪竇の輸入した萬國圖志を龐迪我が翻譯し、艾儒略が更にそれを増補した地理書であつて、卷頭に萬國全圖を載せて居る。

泰西水法六卷 明西洋人熊三拔撰、歐羅式灌溉貯水法を述べたもの。

渾蓋通憲圖說二卷 明李之藻撰、西洋天文學書。

幾何原本六卷 西洋人歐九里得撰、ユークリット幾何學を利瑪竇が翻譯し、徐光啓が筆受したもの。

表度說一卷 明西洋人熊三拔撰、天文曆學に關する著書。

天問略一卷 明西洋人陽瑪諾撰、問答體で天文曆學を説いたものであるが、其の自序に於て、盛んに耶蘇の功德を稱して居る。

簡平儀說一卷 明西洋人熊三拔撰、地球測量法を述べ

たもの。

同文算指前編二卷通編八卷 明李之藻撰、利瑪竇の譯したものを、李之藻が編纂した西洋數學に關する著書。

圓容較義一卷 同撰、利瑪竇の授けた所によつて敘述した、圓形論をも稱すべき數學書。

測量法義一卷測量法義異同一卷勾股義一卷 明徐光啓撰、此の三卷は、共に幾何原本の應用に充てる爲に著されたもので、首卷は利瑪竇の翻譯した所に據つて、コンパス勾股測量法を説明し、次卷は其の古法と新法とを比較して異同を明にし、終卷は即ち勾股の解釋をなしたものである。

之によつても畧推測し得られる通り、三十二種の禁書中には、云ふ迄も無く耶蘇教に關係したのも、一二ならず含まれて居るには居るが、又全くそれに關係しない、數々の科學書も少からずあるのである。一體寛永の禁書は、耶蘇教思想を排斥せんが爲のものであつて、西洋學藝其の物を惡

み、之を非難するといふ意圖からではなかつたであらう。而るに支那に於ける西洋學術は、宣教師が其の布教の方便として齎したものであつて、従つて西洋學術に關する漢書は、渡來の宣教師、又は彼等に師事した支那の耶蘇教徒の述作に係るものであつたが爲に、耶蘇教を忌み、其の教徒を蛇蝎視した徳川幕府は、坊主憎ければ袈裟迄もとの筆法で、彼等一派の著書とし云へば、其の内容の正邪叔麥を論せず、頭から之を排斥し去つたかの觀がある。それには當時、支那に於けると同様に我國に於ても西洋學術が、多少其耶蘇教布教に利用された事にも、固より原因は存して居るであらう。かの天問略の如き、純然たる學術書であり乍ら、其の序文に於て、巧に内容を耶蘇教に牽強附會して説いたものもあるから、幕府としてはさうした高壓的態度に出でたのは、或は事情止むを得なかつた事かも知れぬ。しかし西洋學術本來の立

場から觀察すれば、耶蘇教及び耶蘇教徒に對する當局者の反感の、巻き添へを食つたものと云はなければならぬ。幕府としても、宗教に關係がなく却て世道を裨益する西洋の科學思想の渡來を抑止するのは、必ずしも其の本意ではなかつたであらうが、政策實行の結果、さうならざるを得なかつたのである。幕府の精神は、耶蘇教思想の傳播を防禦するにあり乍ら、餘りに耶蘇教及耶蘇教徒と云ふ事に捉はれ過ぎたが爲に、彼の進歩せる科學思想の傳來をすらも、併せて禁遏するに至つた。いはゞ角を矯めて牛を殺したのである。

寛永の方針は、爾後三十五年間維持せられた。

其の間特に禁書の範圍を、擴大する様な事はなかつた様である。加之好書故事<sup>卷七</sup>十四は、長崎書物改舊記を引據として、寛永十六年に、かの天間略が渡來した時、賣買を許された事をさへ記して居る。

それが永續したものか、一時的の現象であつたか

は詳らかでないが、此書の序文を除けば、内容は立派な學術書の事であるから、許されたのに別に不思議はない。唯此書文が、特に其の恩典に浴したに就ては、其處に何等かの事情が伏在して居なければなるまい。其の他單に耶蘇教に關する風評風俗等、例へば布教をさへ目的としなければ、耶蘇教徒の姓名、或は教會等の事に關する記事位を載せた、普通の支那人の著述は、敢て輸入に差支へなかつたのであるから、貞享以後に比すれば、猶甚だ寛大であつた。

(一) 御制禁書、免書籍譯書、好書故事卷七四、長崎市役所藏瓊浦

一覽稿、

(二) 御制禁書、免書籍譯書、好書故事卷七四

(三) 此場合に限つて、天學初函を一種に數へて居る。而し書物改の記録類では、普通天學初函を數の外に置いて居る。

(四) 欽定四庫全書總目卷一三四、

(五) 界中山光三氏藏御關書之寫、

(六) 略解は主として四庫全書總目卷七一、一〇二、一〇六



一〇七、一二五、一三四に據る。

B 貞享の嚴制

而るに貞享二年入港の拾五番船の輸入書籍の中に、寰有詮といふのがあつた。當時父祖より受繼いで、長崎聖堂を主宰し、兼ねて書物改に任じて居た儒者向井元成が、其の耶蘇教書なる事を摘發した結果、殘品は焼捨、既に賣捌いたものは其の回收を命ぜられ、荷主船頭は渡航禁止、一船の貨物は凡て逆送處分に附せられた。<sup>(一)</sup> 寰有詮は六卷明西洋人薄汎際の撰である。

此出来事を動機として、幕府の禁書政策の上に一變動を惹き起した。爾來幕府の輸入漢書の取締は頓に峻嚴を加へることゝなつた。言ふ迄もなく此事件が當局者の刺戟となり、警鐘となつたのである。幕府は、元成の功を賞して、向井氏をして書物改役を世襲せしめ、専ら輸入漢書の檢閲に當らしめるに至つた。爾後貞享から元祿寶永正徳に

かけては、輸入漢書取締の最も嚴重を極めた時代である。從來は耶蘇教化を目的とした書籍か、三十二種の——天問略を除外するにせよ三十一種の——禁書でなければ、記事の多少耶蘇教に觸れる位の事は、黙過せられて來たけれども、此後は、普通の漢書中であつても、耶蘇教に關係した文字が一字一句も見えるものは、其都度書物改役から上申して、用捨なく禁止處分を行ふ事になつた。<sup>(二)</sup> 單に尊に過ぎなかつたり、又は名目丈を掲載するものすら許されなかつた。天主、耶蘇、西洋、歐羅巴、利瑪竇、利太西、利山人、陽瑪諾、湯若望、遊藝字子六、景教、尋學夷、西學等、凡て此等の文字を記してあつた丈でも輸入を差止められたのである。<sup>(三)</sup> 今御制禁書籍譯書によつて、貞享後の禁書目と其の最初の禁止年代とを示せば、

寰有詮(貞享二年)

福建通志(貞享三年)

地緯(貞享三年)

天經或問後集(貞享四年)

帝京景物略(元祿八年) 西堂全集(元祿九年)

三才發秘(元祿十二年) 願學集(元祿十二年)

西湖志(元祿十二年) 譚真逸志(元祿十三年)

譚友夏合集(元祿十四年) 方程論(元祿十四年)

名家詩觀(元祿十五年) 檀雪齋集(元祿十六年)

増定廣輿記(寶永七年) 堅瓠集(正徳二年)

以上十六種

譯書には缺けて居るが、通航一覽百九十三卷には、元

祿十五年増補山海經廣註が禁止されて居る。此書

名は五月雨抄上、瓊浦一覽稿、誠齋甲辰雜記にも見

える。年代に就ては諸書によつて二三異同がある。

例へば譚友夏合集は通航一覽卷百九十三及び瓊浦一覽

稿には元祿八年持渡とし、名家詩觀を後者には元

祿十四年とし、西堂全集を五月雨抄上には寶永三

年として居るのは、何れかに誤謬があるか、持渡

の年と禁止言渡の年との違ひであるか、それとも

第一次の持渡と、其後の持渡との差異であるか、

確にし難いが、唐通事會所目錄長崎古賀十郎氏藏肆の元祿

八年の條には、帝京景物略の一件のみを擧げて、

譚友夏合集の事は何も記して居ない所を見ると、

此書の元祿八年持渡は、先づ否定せざるを得ない。

又徳川理財會要卷三十八には、通航一覽卷百九十九に據つて

元祿八年「天學實儀等ノ禁書輸入セシニ由リ」云々

と見える。通航一覽の右の申渡は、好書故事卷七十四

に長崎舊記を引用して居るのと同じであるが、右

の文は「邪說書交候書籍持渡候段」とあつて、此時

に持渡つた書籍の名は、明白に擧げて居ないで其

の末文に「雖然天學實儀等、其外御制禁之名目悉

書面有之處」とある。之は多分天學實儀(天主實

儀か)等の禁書目を指すものと思はれるが、此時

に天學實儀等が渡來したと云ふ意味ではない。元

祿八年に問題になつたのは、矢張帝京景物略丈の

様である。

以上の新しい禁書の外に、五月雨抄上には「貞

享元祿寶永の頃焚棄塗抹の書」として、

通鑑明記全載 定例成案 新例

本朝測例類編 蔡九霞先生増定 仁和吳任臣注

性理大中 有學集 西湖志後集

蘇州府志 仁和縣志 丹徒縣志

瓊山縣志 縉雲縣志 新鄉縣志

諸羅縣志 南城縣志 疑曜

明詩彙

の十九種を掲げて居るし、誠齋甲辰雜記には、五月雨抄に見えて居るものゝ外に、延年縣志、理主十編の二書が別に加はつて居る。

明和版禁書目録には「貞享乙丑年南京船持渡唐本國禁耶蘇書」として、寛永の禁書目に、貞享後の禁書二三を加へて、三十八種、別に一説として三十六種の書名を載せて居るのは、勿論民間書肆の錯誤であるが、此の中に計開、奇々(器)圖説、關邪集、門記(?)圖説、以上四種の新しい書名が現はれて居る。計開前節参照と關邪集は又徳川幕府時代書籍考に所謂元祿十一年の國禁書目、天保十三

年六月觸書の絶板書目、及び御國禁耶蘇書目板額にも見えるが、此の方には別に天學原本、合掌論と云ふ二種の異つた書名が出て居る。前後兩者を加へると、都合六種の禁書を増す譯である。而も五月雨抄等に所載の分と、並びに前節に擧げた十歴をも合はせて二十八種の物が、凡て皆——假令一時的にもせよ——果して輸入を禁止せられたかどうか、禁せられたとすれば其の年代は何時か等詳細の事情に就ては、確然たる資料の乏しいのを嘆せざるを得ぬ。唯關邪集は明和版の禁書目録にも、一説として之を除いて居るし、白石が西洋紀聞に引用して居るのは、彼の地位として不思議で無いにしても、幕末には公然讖刻されても居るし、反耶蘇教書に對する幕府の態度から推察しても、之が禁書となつた事には、大に疑問を挾まれるが、さりとて何かの理由で、一時禁に觸れた様な事が全然無かつたとも速斷する事は出来まい。

徳川幕府時代書籍考<sup>十六丁表</sup>に據ると、元祿十一年八月大阪町奉行松平玄蕃頭から、大阪書林一般に申渡したものとて、國禁書目三十八種を掲げて居る。此の内天學原本、計問、合掌編、關邪集の四種は、<sup>御制禁免</sup>書籍譯書に記載の無いものであるが、實際さうした觸が出たものとすれば、此等は少くとも元祿十一年以前に禁書になつたものと認めなければならぬが何分にも右の觸書は、大阪市史の御觸及口達等には、發布された事をさへ載せて居らぬので、觸書其物を見ない内は、聊か心細い。斯くの如く禁書目に、遺漏の少からぬのは長崎書物改の記録に缺陷が有るのか、或は他の傳ふる所に誤謬が存するのか、暫く他日の攷究に俟たねばならぬ。

扱てかうした嚴制の中にあつて、従前禁書であつた物が許可された様な稀有の例もないではない。正徳二年泰西水法が、農政全書の内に含まれて渡

來した際の如きがそれである。<sup>(四)</sup>

次に此等の新しい禁書は、如何なる點が當局者の非難を招いたかといふに、例へば「地緯」は所載の世界圖に、耶蘇教國の贊をし、一二箇所耶蘇教關係の記事のあつたが爲に、「方程論」は其の内に西洋數學の題名、利西泰の姓名、並に禁書名を掲載して居るが爲に、「西堂全集」は、其の内の外國竹枝詞に、歐羅巴の詩二首を含んで居るが爲に、「名家詩觀」には第六卷に、清吳統持の贈西洋湯若望詩あるが爲に、「譚友夏合集」は其の第七卷に、過利西泰而吊之の七言律詩あるが爲に「禪真逸史」は俗話小説であつて、其の中にある天主の文字は耶蘇を指したものでないけれども、天主といふ文字自身を嫌つたが爲に、「檀雪齋集」には其の自鳴鐘頌序中に、耶蘇の事を記したが爲に、「増定廣輿記」には、天主堂の記事あるが爲に、「天經或問後集」は、其の陰陽五行説が耶蘇教に觸れて居る

が爲に、「三才發秘」には、西洋數學及び禁書の渾蓋通憲圖説を、引用して居る所のあるが爲に、「西湖志」は萬歲亭の篇に、耶蘇教に關した記事のある爲に、「願學集」は西洋人と贈答の書を載せて居る爲に、「帝京景物略」は、元來は北京の風景、土地の勝槩などを記したものであるけれども、其の第四卷第五卷に、天主堂の有様を敘し、並に利瑪竇及び彼が墳墓に關する記事のあるが爲に、「堅瓠集」には、西洋三主や、天主利瑪竇等の事を記して居るが爲に、皆輸入禁止の憂目に會つたのである。  
(五)

貞享以後の禁書は、寛永の時の如くに、多數の書籍が一時に差止められたものでない上に、多く新渡の書籍であるから、初の程を除いては、幕府は之を一般に告知しないで、黙つて長崎で食ひ止めて終つた様である。其の事は明和版禁書目録に寛永の禁書目は殆ど凡てを網羅して居るのに反し

て、貞享後の禁書は、僅に數種を掲げて居るに過ぎぬによつても明であるが、殊に天保改革の時の觸書が、同様であるのは、幕府の有司でさへも、直接の關係者以外には、深く與り知らなかつた事を示すものではあるまいか。一體徳川幕府時代書籍考所載の元祿の國禁書目と、天保觸書の絶板書目と、板額の御國禁耶蘇書目とは、誤寫に基く文字の異同を別にしては、其の書名は皆全く同一である。元祿に彼の觸が出たものとすると、天保のは、それを其の儘蒸し返したのではあるまいかと思はれる。元祿の國禁書目には、御制禁書籍譯書に見えて居る貞享後の禁書中では、寰有詮、福建通志、圯緯○地緯の誤であらうの三種を擧げて居る丈で、貞享四年以後の、天經或問後集等十三種の物は、載せて居ない。其の代りに、異つた書名が四種、新に加はつて居るけれども、何れにしても、天保の觸書に、貞享後の多數の禁書を等閑に附して居る

のは、當局者の過失に非ずんば、彼等の關知せなかつた證據である。松雲堂の板額は、同店の創立から考へると、天保の觸書に由つて、彫刻したものでらしいが、徳川幕府時代書籍考<sup>十六</sup>には、元祿十一年の申渡の所に「右ニ付キ、其ノ書目ヲ列記シ、書林ノ店頭ニ揭示セリ、編者明治八年彼ノ地<sup>大</sup>ニ至リシ節、未ダ二三書林ニ揭示シアリシヲ見受ケタリ」とある様に、揭示が元祿に始るか否かは別問題として、さうした慣例は、古くから書林一般にあつたものかも知れない。

斯くの如くに禁書の精神は、貞享を以て一轉機として、極めて細微の點迄も摘抉して、輸入漢書の中から、耶蘇教ばかりか、苟も西洋に關係ある字句は、殆ど全部を抹殺しやうとすることになり西洋や洋學に就ての知識をも、一般社會から葬り去らうとした。寛永の禁書には猶一道の主張の貫流せる跡を認め得られるが、貞享後に至つては全

く盲目的である。當局者の態度は、頑迷固陋といふよりも、寧ろ事物に對する辨識力の程が怪しまれる位であつた。寛永には耶蘇教及び耶蘇教徒其のものを排斥した結果が、圖らずあの始末になつたものであつて、其の禁書政策の根本は、多少本質的内容的であつたが、貞享後には耶蘇教及び西洋に關係する限りに於ては、單なる文字の末に迄も走つて、甚だ皮相的形式的に流れて仕舞つた。

冷靜に考ふれば、徳川初期とも違つて、幕府の基礎も既に定り、社會も向上發展した當時にあつては、それ程迄に西洋思想を、我國から隔絶せしめる必要は、内治上からしても、無かりさうに思はれるが、徳川氏一流の消極的保守政策は、時と共に益々其の守株主義を深めて、當初の精神はいつしか没却せられ、唯徒に形を誇張するの弊に陥つて行つた。而も遂に幕府の首腦者自身が、其の精神的欲求と、政治的施設との撞着を感ずるに至つ

て、問題は半解決の道を得たのである。

(一) 御制禁書籍譯書、長崎市役所藏瓊浦通上、長崎志六、

長崎市役所藏長崎略史稿本第六、

(二) 御制禁書籍譯書、好書故事、卷七四、

(三) 五月兩抄上、

(四) 好書故事卷七四、

(五) 御制禁書籍譯書、通航一覽卷一九三及一九九、五月兩抄上、

## 清朝の諸叛亂と支那叛亂の性質

文學博士 矢野仁一

康熙、雍正、乾隆の三代百數十年の平和時代の後、嘉慶時代に白蓮教、天理教の大亂が起り、威豊、同治時代に所謂髮匪、捻匪の大亂が起つた。

其の中間の道光時代三十年は内亂としてはそれ程の大亂はなかつたが、一時的に地方の小亂は度々あり、種々の名目の匪徒が會を結び所在嘯聚脅誘し、旗幟名號を樹立し、焚搶劫掠を爲し、又邪教を傳習し、悖逆の經卷、圖像、符呪、揭帖、歌謠等を編造散布し、師徒相拜授し、人心を蠱惑し、

影黨を糾結し、邪術を學び、刀槍等を搜括隱藏し、僞號を創立し、黨與を分布し、官を戕し亂を爲さんことを謀り、敗露した様な事件は、各地に頻繁に起つて居る。それに湖南、廣東、廣西の猺人の叛亂、四川邊境の夷匪の叛亂なども絶えず起り、又回疆に於ては張格爾、王素普、七和卓木の侵入に依つて起つた騷動、廣東、福建、浙江、江蘇等の海疆に於ては英吉利の侵寇に依つて起つた鴉片戰爭があり、なか／＼騒々しき時代で、到底平和時